

# 山口県消防学校訓練中の事故を踏まえた安全確保対策検討委員会報告書

## 概要

令和3年2月

### 1 事故調査結果

#### (1) 事故の概要

令和2年7月10日午後2時55分頃、消防職員初任総合教育における水難救助訓練を実施中、事故が発生。初任教育学生55名全員が一斉にプールに入り、立ち泳ぎの項目を実施中、2名の学生が水中に沈み、教官がそれぞれを救助、うち1名は救急搬送され、翌11日溺水等による蘇生後脳症により亡くなったもの。

〈場所〉 山口県消防学校 水難救助訓練プール（山口市鑄銭司）

〈プール〉 規模：25m×12m 水深：3.8m～2.1m

〈気象〉 雨、風（注意報：大雨、雷、強風、波浪）

〈監視員〉 6人

〈事故学生〉 死亡学生：20歳代男性（救急搬送）

溺水学生：20歳代男性（人工呼吸後意識回復）

体調不良者：男性4人

#### (2) 事故発生時の状況

- プール訓練の初日（13時～諸注意、各種泳法、潜行、飛込等、休憩、立ち泳ぎ）
- 立ち泳ぎは10分間全員がプールに浮いていることを目標に開始
  - 〈経緯〉・プールサイドに掴まる者が増え始める
    - ・プールサイドに上がった学生が嘔吐
    - ・プールサイドから上がれない学生を引上げ
    - ・水中から学生を引上げ（死亡学生）
    - ・水中から学生を引上げ（溺水学生）
    - ・訓練中止合図
- 応急措置等の状況
  - ・人工呼吸等応急措置の実施
  - ・学校救急車への収容、救急要請
  - ・救急車による搬送

#### (3) 立ち泳ぎに関する過去の状況

- ・ これまでも一斉に実施し、徐々に時間を延ばし、最終的に1時間実施している。
- ・ 毎年、訓練で溺れる前に引き上げられたり、プールサイドに上がる事例がある。
- ・ 令和元年度の初回の立ち泳ぎで1名が溺れかけ、教官が引き上げている。
- ・ 過去の溺れかけた事例に対し、事後検証や消防学校安全関係者会議は実施されていない。

## 2 委員会の検討結果について

### (1) 事故原因と再発防止のための安全確保対策について

#### ア 学生の体力の状況について

- 昭和60年をピークに子どもの体力は低下しており、採用職員の状況も変化していると考えべき。令和2年度学生の体力測定結果は、A～D 5段階でA～Cに分布し、体力が中程度の者もいるため一律に強度のある訓練を行うことには無理がある。
- 特に、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、資格取得に必要な講義を優先し、体力訓練が少ない状況であり、例年とは、学生の状況が異なる点も認識する必要があった。

#### イ 学生の泳力の確認について

- 消防職員採用にあたり泳力に関する試験はなく、泳力が十分に把握されていない中、訓練初日に足の届かないプールで一斉に立ち泳ぎを実施していることが問題である。
- 水泳の経験は個人によって様々であり、泳力について、聞き取りや申告ではなく、実際に泳力を十分に確認する必要がある。

#### ウ 悪天候の中での実施について

- 大雨、雷、強風、波浪の注意報が出され、降雨と風の悪条件の中で、訓練が実施されている。屋外のプールであり、風で波が立ち、呼吸が行いにくい状態であったのではないか。
- 訓練に当たっては、学生の体調や習熟度の確認とあわせ、天候による影響を勘案し対応する必要がある。

#### エ 水難救助訓練の実施方法について

- プールでの訓練初日に、一斉に立ち泳ぎを実施しているが、学生同士で支えあうことは難しく、混乱した状況が生じている。これまでの消防学校の教育に学生に厳しい条件を与えるという考えがあったのではないか。
- 6名の教官が監視を行っているが、泳力が様々である50人を超える学生を一斉に泳がせ、それを安全に監視することは困難である。

#### オ 事故発生時の対応について

- 異常を確認した時点で、直ちに訓練中止を判断する必要がある。プールでは、最初の1名の対応を行う時点で、監視者が欠ける状況になる。

- 消防学校の訓練は、プールでの水難救助だけでなく、高所での作業、資機材の使用、校外での活動などで、事故や熱中症など様々なリスクがある。
- それらのリスクに対し、危険を察知し事前に防ぐことが重要であるが、異常が発生し、救急対応が必要な場合には、直ちに救急要請を行うことを徹底する必要がある。

#### カ 水難救助訓練の必要性について

- 平成30年の県内での水難事故の救急活動の出動は63件、搬送は34人、救助活動は28件、活動人員は300人となっている。
- 水難事故の救助・救急活動には、陸上とは異なる知識や技能が必要であり、水難事案には、装備を整えた水難救助隊が対応することになる。
- 初任教育においては、水の事故の危険性や水難救助の基礎的な知識、陸上からの救助方法などを学び、プールでの訓練は、基礎的な泳力を身につけることを基本に実施すべきである。

#### キ 水難救助訓練の安全確保対策について

- 初任教育の訓練は、安全を確保した上で、泳力別に段階を踏んで実施することが必要であり、次のとおり提言する。
  - ① プールにコースロープや浮き具、足の届く安全区域を設置すること。
  - ② 訓練当初に学生の泳力の確認を十分に行うこと。
  - ③ プールの訓練では、泳力に応じグループ分けするなど、入水人数を制限した上で、バディ制度を徹底し、バディによるプールサイドからの安全確認を徹底すること。
  - ④ 悪天候時に屋外プールでの訓練を実施しないこと。
  - ⑤ プールの実技訓練に当たっては、監視者を十分に配置すること。

#### (2) 安全管理に係る各種規程の評価と見直しについて

- 消防学校では、安全管理規程、安全管理要綱、安全管理マニュアルが、策定されているが、その運用が不十分と言わざるを得ない。
- 安全管理規程や運用の見直しが必要であり、管理を行う校長や副校長の責務、指導を行う教官の責務を明確にし、確実に運用していく必要がある。
- 訓練実施計画の中で、訓練の目的や到達ポイントを明示し、それらを学生に示すとともに学生からのフィードバックを受け、訓練の見直しを行っていく、循環していく仕組みを構築していくことが重要である。

### (3) 消防学校の教育体制の改善について

- 消防学校の教務体制は、勤務年数の長い職員と、消防本部からの2年間の出向教官で組織されているが、前例踏襲型の訓練となり訓練内容の見直しや安全管理上の課題が議論されない状態にあったのではないか。その結果、消防学校の訓練の場が、閉鎖的なものとなり、様々な見直しができない状況になったのではないか。
- そうした状況を改善するため、次のとおり提言する。
  - ① 現在の消防学校の県職員と消防本部からの出向教官の人員配置やローテーションのあり方など、組織体制の見直しを行うこと。
  - ② 今回の安全管理対策の見直しが、学校に根付き、継続されていくことが重要であり学校外部からのアドバイスを定期的に受け、学校を開かれたものに変えていくこと。
  - ③ 消防学校の教育の課題、訓練での安全管理上の検討事項などの情報を共有し、改善の取組を継続していくこと。
  - ④ 消防大学校での研修や他県消防学校との情報交換を定期的に行い、その結果を教育に取り入れていくこと。

#### 《委員会》

名称	山口県消防学校訓練中の事故を踏まえた安全確保対策検討委員会
所掌	① 消防学校での訓練中の事故原因と再発防止のための安全確保対策に関すること ② 消防学校の安全管理に係る各種規程の評価と見直しに関すること ③ その他必要と認める安全管理に関すること
委員	〈委員長〉 杉浦 崇夫 山口大学教育学部教授 〈委員〉 鶴田 良介 山口大学大学院医学系研究科教授 野間 清隆 海上保安大学校教授 木村 修司 日本赤十字社山口支部 事務局付部長 高橋 秀尚 山口県消防長会事務局長 〈事務局〉 山口県総務部消防保安課
開催	〈第1回〉 令和2年10月26日、〈第2回〉 11月20日、〈第3回〉 12月22日